

江別市民体育館使用要領

札幌ハンドボール協会

江別市民体育館の使用に際し、以下の定めを順守するものとする。

記

1. フロア汚れなどの予防

- 手指に使用するボールの滑り止めは、両面テープのみとし、松ヤニ及びこれに類するものなど、フロアを汚すものは使用禁止とする。
- 両面テープと手指の接着を補強する粘着性のスプレーを使用する場合、その場所を設け、事前に体育館（担当者）の承認を得るものとする。
- コート作成などに使用するラインテープは体育館の指定品（アダチョーADR-1,3）とする。
- ゴールキーパーがシューズを滑り易くするためのテープは使用禁止とする。
- 使用後の清掃・原状復帰に支障が生じないように、作業人数・使用時間を事前に十分確保すること。

2. 清掃・原状復帰など

- 試合終了毎（ハーフタイム含む）にフロアの汚れを点検し、清掃の必要が生じた場合は実施すること。
- 清掃のために溶剤などの特殊なものの使用が必要になった場合、事前に体育館（担当者）に確認し、承諾を得ること。
- 使用終了後、以下の点検を行い、原状復帰させること。
 - フロア・使用施設の清掃
 - 掲示物・配布物などの残置
 - 机・椅子・マットなど、使用備品の残置
 - ゴミの回収（持ち帰り）
- 原状復帰後、清掃完了報告書を作成し、体育館（担当者）の署名を受け、提出すること（複写を各団体で保管）。

上記の定めを順守出来ない団体は、江別市民体育館の使用を見合わせるものとする。

以上